令和４年度子どもと家族の応援事業助成要領

　　　　　　　　　（要領の公開は年度途中から）

１　はじめに

この助成事業は県民の皆さまからの善意の募金が財源となっています。申請される方はそのことを十分に理解し、適正な活用と助成を受けた場合は周知をお願いします。

２　助成の対象者

　　県内で地域福祉活動を行うボランティア団体・ＮＰＯ等（法人格の有無は不問）で、概ね活動実績が１年以上ある団体とします。

３　助成の対象事業

　　新型コロナウイルスの影響により、経済的困窮や地域からの孤立などの課題を抱える、子育て世帯等に対する次のような支援活動とします。

|  |
| --- |
| 〇　食支援　　食料品や弁当などの配布・食事の提供などによる支援  〇　学習支援　対面やオンラインなどによる学習支援  〇　相談支援　孤立防止のための見守りや相談支援（食支援などとの組合せも可）  〇　生活支援　生活用品の提供や生活環境の維持・改善に寄与する支援  〇　その他コロナ禍による課題解決に有効と認められる支援 |

　４　助成対象外となるもの

（１）本応募要領の趣旨に合わないと判断されるもの

（２）備品の購入等で団体の維持管理等が主目的と認められるもの

（３）その他、助成対象経費として適当と認められないもの

５　助成基準等

（１）事業に必要と認められる経費について予算の範囲内で助成します。助成総額は３００万円を予定しています。

（２）１事業あたりの助成上限額は３０万円とし、助成額は千円単位とします。

（３）助成率は事業費の９０％以内とします。

６　申請方法

（１）提出書類

　　共同募金（子どもと家族の応援事業）助成申請書次の書類を添付して申請してく

ださい。

　　〔添付書類〕

　　①　定款・会則等　　　　　　　　　②　前年度の事業報告書・決算書

　　③　当該年度の事業計画書・予算書　④　申請施設・団体のパンフレット

　　⑤　見積書の写し　　　　　　　　　⑥　カタログ等

**申請書受付期間　令和４年１０月１日～令和４年１２月２日**

（２）申請書類の提出先及び提出部数

　　　所在地の市町村共同募金委員会に申請書類を２部提出してください。

　７　助成の内示・決定

　　　助成の交付を内定したときは、申請年の１２月中に内示します。また、助成の

　決定をしたときは翌年の４月までに助成決定通知を送付します。

８　助成金の交付請求

　　　助成金の交付を受けようとするときは、原則として事業完了後に、共同募金助成

金交付請求書に次の書類を添付して提出してください。

　　　また、概算払いを必要とする場合は、概算払い請求書を提出し、事業完了後に精

算を行ってください。

　〔添付書類〕

① 事業完了報告書　　　　 　 　②　助成事業収支計算書

③　事業の写真　　　　　　　 ④　請求書及び領収書の写し

⑤　ありがとうメッセージ　　　 ⑥ 助成事業について記載のある機関紙等

　９　助成金の交付

　　　助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、当該法人等の指定する口座に送金します。

１０　問い合わせ先

　　　社会福祉法人　茨城県共同募金会　〒312-0851　水戸市千波町1918

　　　℡　029-241-1037　　ＦＡＸ　029-244-1993

e-mail　iba-cc@atlas.plala.or.jp